

第15回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和4年7月26日 火曜日 午後1時30分
石川県庁舎 11階 1109会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

- ① 珠洲沖における固定式刺し網漁業（雑魚類）の試験操業許可について（諮問）
- ② 小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）の許可（福井県船）について（諮問）
- ③ かが漁業（べにずわいがに）の許可の更新について（諮問）
- ④ 固定式刺し網漁業（めばる）及び同漁業（のどぐろ）の許可等について（諮問）
- ⑤ くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について（諮問）
- ⑥ 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について（報告）
- ⑦ 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議への提出議題について（審議）
- ⑧ 6月の許認可実績について（報告）
- ⑨ スルメイカの資源状況と漁模様について（報告）
- ⑩ その他

(3) 通知を發した年月日 令和4年7月20日

3. 出席者

出席委員（11名）

会長	稲村 幸雄	会長代理	新谷 栄作
委員	勝木 省司	委員	坂下 優
〃	杉野 哲也	〃	中村 明子
〃	中村 浩二	〃	五十嵐誠一
〃	太田 均	〃	笹波 守勝
〃	橋本 勝寿		

水産課 武田次長、沢田課参事、小柳主幹、坂本主任技師、川田技師
水産総合センター 武澤主任技師
事務局 辻局長

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

(1) 珠洲沖における固定式刺し網漁業（雑魚類）の試験操業許可について

① 制限措置の内容等について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

② 許可等の取扱方針の制定について

上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の制定を承認した。（資料1参照）

(2) 小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）の許可（福井県船）について

①制限措置の内容等について（諮問）

知事からの諮問は妥当である旨答申することを決定した。（資料2参照）

(3) かが漁業（べにずわいがに）の許可の更新について

①制限措置の内容等について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

②許可等の取扱方針の制定について

上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の制定を承認した。（資料3参照）

(4) 固定式刺し網漁業（めばる）及び同漁業（のどぐろ）の許可等について

①制限措置の内容等について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

②許可等の取扱方針の一部改正について

上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の一部改正を承認した。（資料4参

照）

(5) くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。（資料5参照）

(6) 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について（報告）

事務局より報告を受けた。（資料6参照）

(7) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議への提出議題について（審議）

2題の議題案を審議した結果、いずれも妥当と認め提出することが承認された。（資料6参照）

(8) 6月の許認可実績について

水産課から報告を受けた。（資料7参照）

(9) スルメイカの資源状況と漁模様について

水産総合センターより報告を受けた。

6. 委員会終了時間 午後2時30分

第 15 回海区漁業調整委員会の議事の顛末

辻 局 長 | 定刻となりましたので、第 15 回石川海区漁業調整委員会を開催します。なお、本日は、中委員、小川委員、川島委員、角屋委員から欠席の連絡を受けております。

それでは、開会にあたり、稲村会長からご挨拶をお願いします。

稲 村 会 長 | どうもご苦労さまでございます。大変暑いなか、またコロナの第 7 波ということで蔓延している中、ご出席していただき、ありがとうございます。魚価の方が、去年に比べて回復している中で、またコロナが拡がりつつあり大変心配しているところです。皆様にいろいろ行動してもらわなければならないのでしようけれども、それがまた拡がったりして、魚価に響いてこないかというのが我々の心配事でございます。それでは、ただ今から会議を始めたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

辻 局 長 | 議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。今回は、議事及び資料が多く大変申し訳ございません。最初に次第、次に許可漁業に関する議題で、資料 1 が珠洲沖の刺し網の試験操業に関するもの、資料 2 が小型びき網の福井県船にかかるもの、資料 3 が、べにずわいがにかご漁業にかかるもの、資料 4 が「めばる」と「のどぐろ」の刺し網漁業にかかるものになります。つづいて、資料 5 がくろまぐろの TAC に関する資料、資料 6 が全国海区漁業調整委員会に関する資料、資料 7 が 6 月の許認可実績について、資料 8 が水産総合センターからのスルメイカ資源状況の報告資料になります。お揃いでしょうか。

[全員、資料がそろっていることを確認]

それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。

稲 村 会 長 | 本日の議事録署名人を勝木委員と五十嵐委員にお願いします。

[両委員 了承]

では、議題 1 の「珠洲沖における固定式刺し網漁業の試験操業許可について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきておりますのでお願いします。併せて、②許可等の取扱方針の制定についても説明をお願いします。

辻 局 長 | 資料 1 をご覧ください。知事からの諮問文が届いておりますので朗読いたします。

[諮問文朗読]

以上です。内容については水産課からご説明申し上げます。

小 柳 主 幹

水産課の小柳です。事務局から読み上げました諮問文の内容について説明させていただきます。

10 ページに要望書をつけておりますが、令和4年6月30日付で、県漁協すず支所運営委員長より固定式刺し網漁業（雑魚類）の試験操業について要望書の提出がありました。要望内容は、現行の固定式刺し網漁業（雑魚類）の許可について、水揚げが減少する夏場に水揚げを増加させて経営の安定化を図るために、7月から8月まで禁止となっている一部区域において、2隻に限定し試験操業を実施するというものです。

許可隻数は2隻と限定し、網目の大きさの検討や漁獲量調整の実施など、資源保護に配慮しながら操業すること、また、関係漁業者の同意が得られており漁業調整上の問題は無いことから、別紙「珠洲沖における固定式刺し網漁業（雑魚類）の試験操業許可等の取扱方針」を制定し、許可することとしたいと考えております。

4 ページの真ん中から後半の許可内容案をご覧ください。件数は2件、船舶のトン数は従来の許可と同様1トン以上10トン未満、操業期間は令和4年8月1日から8月15日です。操業区域については、6 ページに記載の操業区域図をご覧ください。すず支所を対象とした固定式刺し網（雑魚類）の許可では、条件として「7月1日から同年8月15日までは、水深100m以深の海域で操業してはならない」と定めているのですが、この操業区域のなかでア、イ、ウ、エ、オを順に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とで囲まれた区域のうち、水深100m以深の区域を試験操業の操業区域とするものです。許可等の条件は先の「7月1日から同年8月15日までは、水深100m以深の海域で操業してはならない」という文言以外は従前と同様となっています。7 ページから8 ページには今ほどご説明いたしました内容を記載した試験操業許可等の取扱方針をお示ししております。10 ページ以降には、要望書をつけておりますので、またご覧ください。

以上を踏まえ、3 ページの制限措置についてもご審議いただきたいと思います。グレーに塗ってありますご審議いただく部分については、今ほどご説明したとおりです。許可の有効期間は1年以内とします。許可又は起業の認可を申請すべき期間については、8月1日から操業したいことから、令和4年7月26日から令和4年7月28日までとします。以上、資料1の制限措置の公示、許可の取扱方針の説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

新谷会長代理

関係地区の者として一言言いたいと思います。以前に刺し網によるトラブルもあった時期もあったのですが、その点も含めて、関係漁業者と支所と十分協議した結果でありますので、よろしくご配慮のほどお願いします。

稲 村 会 長

他にございませんか。

[質問等なし]

なければ、制限措置の内容等について妥当であると判断しまして、その旨委員会として答申したいと思っております。また併せて許可等の方針の制定を承認したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

[一同異議なし]

では、議題2の「小型機船底びき網漁業（手繰第1種）の許可（福井県船）について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきておりますのでお願いします。

辻 局 長

資料2をご覧ください。知事からの諮問文が届いておりますので朗読いたします。

[諮問文朗読]

以上です。内容について、水産課からご説明をお願いします。

坂本主任技師

水産課の坂本です。制限措置の内容ということで、許可すべき隻数、操業区域、漁業の時期等について説明したいと思っております。資料の13ページの表をご覧ください。小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）ということで、これは、石川県が福井県に対して出す許可となっております、相互入漁の許可になります。つまり、これと同じ許可を福井県から石川県に対して出すようなものとなります。毎年、福井県の三国、越前と石川県の橋立、金沢の操業について、福井県の行政担当と顔を合わせて話し合いをしております。今回、福井県の担当者と話し合いをしまして、これまでと同様の許可の区域、条件で引き続き許可する。許可の隻数は18隻とこれまでと同数とする。ということで、引き続き実施してまいりますということになりました。この話し合いを踏まえ、制限措置の隻数は18隻、操業区域は記載のとおり例年と同じ、漁業を営む者の資格は漁船使用者で、福井県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者ということとなっております。許可の有効期間については、毎年1回話し合いをしながら検討していくことになっておりますので、1年間としております。

表の内容は以上になりますが、参考として「許可取り扱い」を資料として付けております。これは、石川県と福井県がお互いに許可の条件なり区域等を定めているものになります。現在、これを生かしつつ、両県がそれぞれ許可の取り扱い方針を制定して、公示、許可申請を経て許可を出すということになります。

以上、簡単ですけれども、9月1日から許可を出す小型底びき網漁業の福井県船への制限措置の内容等になります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

ないようであれば、知事から諮問の、制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[一同異議なし]

では、議題3の「かご漁業（べにずわいがに）の許可の更新について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきておりますのでお願いします。併せて、②許可等の取扱方針の制定についても説明をお願いします。

辻 局 長

資料3をご覧ください。知事からの諮問文が届いておりますので朗読いたします。

[諮問文朗読]

以上です。内容について、水産課からご説明をお願いします。

坂本主任技師

坂本です。先ほど引き続き説明させていただきます。資料の17ページに制限措置の内容等についての一覧表を示しています。また、漁業法改正後の初めての更新になりますので、許可等の取扱方針を新たに制定することになりますので、その中身についてご説明いたします。

制限措置の内容について、資料の17ページをご覧ください。こちら「べにずわいがに」のかご漁業に関するものになります。「べにずわいがに」かご漁業は石川県に6隻あるのですが、トン数ごとに制限を分けています。今回は20トン以上100トン未満といった大型の船のものとなっております。こちらについて許可隻数は1隻と定めています。操業区域は、これまでと変わりなく50海里以遠の石川県沖合海域としております。漁業を営む者の資格として、漁船使用者であることと石川県に漁業の根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者としております。こちらは、これまでの許可の継続ということであり、許可の有効期間は5年としております。制限措置の内容については、以上となります。

次に、新たに制定する取扱方針になります。資料の18ページをご覧ください。新規ということではありますが、書き方等を一部変えただけのもので、従前のものとほぼ変わらないものとなっております。参考までに言いますと、トン数で階層を分けておまして、20トン未満の船と、20トン以上100トン未満の船の2階層としております。次に制限措置のところですが、先ほど読み上げた制限措置がそのまま適用されています。なお、20トン未満の船に関しても定めておりますので、参考にみていただければと思います。条件については別表2に書いておりますが、今までと

同じ漁具、かご数となっています。前回の許可更新の時からは、この条件が一部変わっております。資料の21ページに漁具の数が書いてありますが、前々回の委員会でご承認していただきまして、かご数が前回の許可更新の時より増えております。以上の内容で許可方針を定めたいと思います。説明は以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

なければ、制限措置の内容等について妥当であると判断しまして、その旨答申したいと思います。また併せて許可等の方針の制定を承認したいと思いますがよろしいでしょうか。

[一同異議なし]

それでは、議題4の「固定式刺し網漁業（めばる）および同漁業（のどぐろ）の許可等について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきておりますのでお願いします。併せて、②許可等の取扱方針の制定についても説明をお願いします。

辻 局 長

資料4をご覧ください。知事からの諮問文が届いておりますので朗読いたします。

[諮問文朗読]

以上です。内容について、水産課からご説明申し上げます。

小 柳 主 幹

事務局から読み上げました諮問文の内容について説明させていただきます。今回ご審議いただく制限措置の漁業許可は、固定式刺し網漁業（めばる類）および固定式刺し網漁業（のどぐろ）です。お示ししております制限措置のうち、グレーに塗ってある部分、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数と遊休許可の枠数管理の数が今回ご審議いただく箇所になります。これにつきまして、25ページの資料でご説明いたします。

県漁協輪島支所から固定式刺し網漁業（めばる類）、加賀支所から固定式刺し網漁業（のどぐろ）の許可について、遊休許可制度に基づく枠管理からの新規許可を受けたいとの届け出がありました。現場との調整はついており、漁業調整上の問題はないため、水産課としては許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を資料に示している通り変更し、取扱い方針を一部改正したいと考えます。

まず、固定式刺し網漁業（めばる類）についてです。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の114件、うち遊休許可の名簿管理の数22件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から4件を新たに許可することにより、変更後の許可数は118件

となります。遊休許可の名簿管理の数は22件と変わりません。これにより、遊休許可の枠数管理の数は、変更前の27件から4件減って23件になります。

次に、固定式刺し網漁業（のどぐろ）です。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の13件、うち遊休許可の名簿管理の数1件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から1件を新たに許可することにより、変更後の許可数は14件となります。遊休許可の名簿管理の数は1件と変わりません。これにより、遊休許可の枠数管理の数は、変更前の1件から1件減って0件になります。

許可の取扱方針については、今回資料として添付していませんが、取扱方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数を固定式刺し網（めばる類）は114件から118件に、固定式刺し網漁業（のどぐろ）は13件から14件に更新したいと考えます。許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容の変更はありません。

これを踏まえ、24ページの制限措置について、今回許可すべき数を固定式刺し網漁業（めばる類）は4隻、固定式刺し網漁業（のどぐろ）については1隻とします。許可又は起業の認可を申請すべき期間については、現在どちらも操業時期であり、ひと月の申請期間を取ると当該漁業の時期を失し経営に支障を及ぼすことから、令和4年7月26日から令和4年8月2日までとします。

以上、資料4の制限措置の公示、許可の取扱方針の説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

なければ、制限措置の内容等について妥当であると判断しまして、その旨答申したいと思えます。また併せて許可等の方針の一部改正を承認したいと思えますがよろしいでしょうか。

[一同異議なし]

では、議題5の「くろまぐろの知事管理漁獲可能量の配分等について」知事より諮問がきておりますのでお願いします。

辻 局 長

資料5をご覧ください。知事からの諮問文が届いておりますので朗読いたします。

[諮問文朗読]

以上です。内容について、水産課からご説明申し上げます。

坂本主任技師

今回、諮問させていただく内容は、くろまぐろ（大型魚）について漁船漁業の枠に留保枠から追加配分するものになります。資料 27 ページに今回、枠の変更にあたっての告示案をつけてあります。28 ページに基づいて説明させていただきますので、ご覧ください。「くろまぐろ（大型魚）に関する令和 4 年管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について」になります。先ほど申し上げたとおり、漁船漁業への追加配分の内容になっております。くろまぐろの TAC については、この 4 月から令和 4 管理年度となっており、漁船漁業に対して 1.0 トンのくろまぐろ（大型魚）の漁獲枠を設けていたところですが、漁船漁業による主要漁期である 6 月下旬に、主に曳き釣りによる漁獲が 0.86 t と積み上がったため、配分数量を超えることがないように、県留保から追加配分するものです。これ以上漁獲が積み上がることがないように、漁船漁業者に対しては 6 月 20 日に所属漁協支所を通じて大型魚の操業自粛を勧告しておりますが、残数量をみると主漁期の中で混獲によってこの 1 トンの配分数量が超過するおそれが高いと考えておりますので、留保枠から 1 トンを追加で配分したいと考えております。

この漁獲が増加してということなのですが、くろまぐろの報告というのは各支所を通じて随時報告をいただいているところですが、この 1 トンが危ういところにあるために、仮に超えてしまうと採捕停止命令というのをかけて、罰則もかかる状況にせざるを得ないということになります。追加したので獲ってもいいということではなく、各支所にはすでに操業を控えていただく旨を説明しているところであり、あくまで超えないように 1 トンを追加するというものです。説明は以上です。ご審議のよろしく願います。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等なし]

ないようであれば、知事から諮問の、くろまぐろの漁獲可能量の配分等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[全員了承]

では次に、議題 6 の「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果」について事務局より報告をお願いします。

辻局長

それでは、事務局より報告させていただきます。資料 6 をご覧ください。令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会が、6 月 20 日に昨年に引き続き、書面で開催されました。出席者は会員 71 海区となっております。議事として第 1 号議案：令和 3 年度事業報告等、第 2 号議案：令和 4 年度事業計画書案等がそれ

ぞれ承認されました。第3号議案として、7項目の要望事項が承認され関係省庁に要望することになりました。これまでの継続事項に加えていくつかありました新規の要望事項を紹介させていただきます。

29 ページ中ほどの、海区漁業調整委員会の資質向上について、委員の資質向上を図る研修機会と設けることが追加となりました。次に同ページの下段太平洋クロマグロの資源管理について、ここに記載された要望がまとめられましたが、次のページの冒頭にあります、日本海ブロックから出された、「まぐろはえ縄漁業等の国による管理の検討」に関しては、今後の検討課題として保留されました。次に30ページの中ほどの漁業法改正後の制度運用について、漁獲量の規制には、地域全体の産業を守る成長対策を具体化することが新たに盛り込まれました。また、同ページ末尾に海洋レジャーとの調整について、釣獲実績報告書の義務化や遊漁者の組織化を進める要望が新たに追加されました。

以上、要望が今後水産庁はじめ関係省庁に要望されることとなります。なお、次期総会は東京都で開催されることが承認されました。以上、事務局から総会報告となります。

稲 村 会 長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。

[質疑応答]

ないようですので、次に、議題7の「全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議への提出議題について」事務局より説明をお願いします。

辻 局 長

資料は、先ほどの資料6の引き続きになります。令和4年度の全国海区漁業調整委員会連合会の日本海ブロック会議への提出議案についてご報告します。本要望が、新潟県から福井県までの4県会議を経て、10月に金沢市で開催予定の日本海ブロック会議に提出される。そしてその会議の審議を経て、先ほどご報告させていただいた、全国連合会の来年度の要望として審議されるという経過になります。本県からは、この資料32、33ページの2議題を提出したいと考えています。

まず、32ページのクロマグロの資源管理についてになります。これは平成27年からの継続要望となっております。全文を朗読するのは省略させていただきますが、最後の方にありますアンダーラインの部分が今回追加となりましたので、この部分のみ朗読します。「また、昨年から広域漁業調整委員会指示による遊漁者への規制も開始されているが、遊漁者は不特定多数であることから、漁獲の未報告が疑われるほか、管理方法の周知や数量停止の通知が十分に行われていない。」、下記として「5 遊漁者の管理については、国への届出制とするなど、漁獲報告や通知や指導が的確に行われる体制を構築すること。」以上の内容を提出させていただきたいと思っております。

引き続きまして、33ページの「大和堆での違法操る外国漁船

の取締強化について」になります。これは平成14年度からの継続要望として出されているものの今年度も提出させていただきたいと思います。内容に関しては従前のおりですので、朗読は省略させていただきたいと思います。以上です。

稲村会長

ただ今、事務局より説明がありましたが、質問等ありますでしょうか。

[質問等無し]

ないようであれば、日本海のブロック会議への提出議題について了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[全員了承]

次に、議題8「7月の許認可実績」について水産課より説明をお願いします。

小柳主幹

知事許可漁業の許可等の取り扱い状況の令和4年6月分について報告します。

[資料7に基づき件数を報告]

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

では最後の議題となります。議題9の「スルメイカの資源状況と漁模様」について水産総合センターより、ご報告をお願いします。

武澤主任技師

水産総合センターの武澤です。私の方からは資料8の「スルメイカの資源状況と今年の漁模様」について説明させていただきます。まず、スルメイカの産卵・回遊についてです。スルメイカは日本周辺に広く分布しているという特徴があります。なかでも、日本海においては、春から夏にかけて日本海を成長しながら北上し、秋に産卵のため南下するという特徴を持つ秋季発生群が主に漁獲されます。図1に示されていますとおり、秋季発生群の産卵場は山陰から東シナ海北部で、主な漁場は山陰から北海道沿岸、大和堆、韓国東岸になります。なお、スルメイカは単年生で、1年で成長・成熟し、産卵後に死亡するという特徴があります。

次のページに移りまして、今年の漁獲の対象になる資源の状況についてです。毎年秋には九州から山陰の沿岸で孵化直後の幼生の分布量調査が行われています。昨年秋の調査点あたりの平均採集個体数は0.33尾で、前年および過去5年平均を下回り、幼生の分布量は、2005年以降、減少する傾向にあります。次のページの図3の内容ですけれども、毎年4月には山陰沖から佐渡島沖で漁獲加入前個体の分布量調査が行われています。今年4月の調査点

あたりの平均採集個体数は13.1尾で、前年および過去5年平均を下回りました。このうち5～7月に漁獲対象となる外套長5cm以上の個体の平均採集尾数は10.0尾であり、これについては前年(3.5尾)および過去5年平均(6.4尾)を上回りました。以上の調査結果を主な情報として、今年5～7月の日本海沿岸域におけるスルメイカの来遊量は「前年を上回り過去5年平均並み」と予想されています。

次に、調査船による漁場一斉調査結果についてです。スルメイカの資源水準を評価するため、毎年6月中旬から7月中旬に、日本海側の各調査機関の調査船によるイカ釣り漁場一斉調査が行われています。これにより得られたCPUEと呼ばれております釣機1台1時間当たりの平均漁獲尾数が資源量の指標になります。今年の調査点あたりの平均CPUEは2.1尾で、前年および過去5年平均を下回りました。図4のとおり1990年代以降のCPUEは高水準を維持していましたが、近年は低下傾向にあります。

次のページをご覧ください。今期の小型イカ釣りによる水揚状況についてです。図5の水揚量と入港隻数の関係のとおり、今年5月1日から6月30日の県内水揚量は788トンで、好漁であった2006年以降、最も少ない水揚になっています。次のページ、図6の水揚金額と1隻1日当たりの水揚金額についてですが、今年同期の県内水揚金額は4億8,730万円でありまして、2006年以降最も少ない金額となっています。一方、今年の漁船1隻1日当たりの水揚金額は27.8万円で、過去5年平均を上回っており、2020年に次いで2番目に高い金額となっています。図7の銘柄別の箱数割合についてですが、今年は20尾入りと25尾入りの割合が高く、魚体はやや大きめでした。図8の銘柄単価についてですが、前年に比べて20尾入りおよび25尾入りで低下しましたが、30尾入りおよび40尾入り以上については前年並みで推移しています。

次のページをご覧ください。本県における近年の水揚の特徴についてです。図9の沿岸いか釣りの水揚量の推移の通り、近年は、スルメイカの北上が何らかの原因によって遅れ、本県沿岸付近にスルメイカが留まることで、7月、8月の水揚量が大きく増加しています。また、図10のとおり、2019年以降、底びき網で水揚量が急増しています。これらのことから、スルメイカの分布や回遊ルートが何らかの要因で近年変わってきている可能性があると考えています。

次のページをご覧ください。漁場の現況についてですが、図11が7月20日の夜間画像になります。この画像を見ていただくとわかるとおり、本県沿岸および佐渡沖では漁場がありますが、山形県、青森県、北海道沖では漁場があまり形成されていません。夜間画像からも、北上が遅れていることが確認されました。

最後に、参考として他の道県のスルメイカの水揚状況についてです。表1に県別の水揚量を示しています。今の水揚げの主体は石川県、新潟県であり、青森県ではまだ水揚げが未だ本格化していない状況にあります。以上で報告を終わります。

稲 村 会 長	<p>ただ今、水産総合センターから報告がありましたが、ご質問等 ありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">[質問等無し]</p> <p>それでは、その他でなにかありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">[発言等なし]</p> <p>なければ、事務局よりお願いします。</p>
辻 局 長	<p>次回の委員会ですが8月は、お休みとなり、9月22日（木）、 13時30分から本日と同じく、県庁11階の1109会議室で開催し たいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、コロナウイルスの感染状況をみまして、日程や会議場所 に変更が生じた場合には、ご連絡をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">[全員了承]</p>
稲 村 会 長	<p>それでは、本日は以上をもって終了させていただきます。あり がとうございました。</p>

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____